

事務連絡
令和3年1月12日

一般社団法人えひめ産業資源循環協会 御中

愛媛県県民環境部環境局
循環型社会推進課

押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正
する省令の施行について（周知）

標記について、令和3年1月5日付けで、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長及び廃棄物規制課長より、別添のとおり連絡がありましたのでお知らせします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）の様式で定める、事業者等に対し押印を求めている手続き等の押印について、押印を廃止する改正がされており、公布の日から施行されておりますので、御承知いただくとともに、貴協会会員への周知についてご協力をお願いします。

なお、県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和52年6月21日規則第44号）、県産業廃棄物再生利用業者の指定に関する規則（平成12年9月1日規則第58号）及び県産業廃棄物適正処理指導要綱で定める、事業者等に対し押印を求めている手続きの押印については、今後廃止に向けた改正を予定しておりますので、追ってお知らせします。

愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課
産業廃棄物係 大内、山内
TEL : 089-912-2358
FAX : 089-912-2354
E-mail : junkan-shakai@pref.ehime.lg.jp